

## 地域防災力の向上に資する「コミュニティ防災教育推進事業」モデル地域 公募要領

### 1. 令和8年度 コミュニティ防災教育推進事業

#### (1) 目的

防災庁設置準備アドバイザー会議報告書（※）等では、令和6年の能登半島地震等の教訓を踏まえて、また、今後発災が予測される南海トラフ地震や首都直下地震に備えて、事前防災の強化の必要性が指摘されており、防災教育を通じたコミュニティでの「自助」・「共助」による防災力の強化が喫緊の課題となっている。

※防災庁設置準備アドバイザー会議報告書（令和7年6月4日）

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bousaichou\\_preparation/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bousaichou_preparation/index.html)

※防災立国の推進に向けた基本方針（令和7年12月26日）

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bousaichou\\_preparation/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bousaichou_preparation/index.html)

防災教育においては、まずは自らの生命を守ることができるようになることが重要な目的であるが、社会には避難時に支援を必要とする高齢者、障がい者を有する者、年少者、外国にルーツを持つ者など様々な者がいることから、余力があるときには、地域コミュニティの中で助け合い、皆で生命を守っていくことができるようにすることも大切な目的であり、地域の多世代が一体となり、互いに助け合う心を持ち、「共助」の力を高めていくことが必要不可欠である。また、発災時の被害を最小限とするため、学校等と連携して、コミュニティの防災教育活動の推進を図ることで、住民等が防災学習に取り組みやすくなり、それにより、住民等が防災を自分事として認識し、自発的に防災活動に取り組むことにつながり、住民の防災意識の向上や地域防災力の向上を図ることができる。

これらのことを踏まえ、地域住民等の防災意識を高め、自発的な防災活動への取組と防災能力の向上に資するとともに、幼少期のこどもから大人までの事前防災能力の向上及び地域を担う意識の醸成等を図るため、地域住民・団体等と教育機関等（大学等を含む学校、保育所や認定こども園、幼稚園、公民館、コミュニティセンターなど）、地元企業等が連携して地域全体（コミュニティ）による防災教育活動を推進し、その普及モデルを作成・展開することにより、全国各地における「コミュニティ防災教育」の自走化に資する事業を実施する。

#### (2) 内容

コミュニティ防災教育の推進に取り組む行政機関等（基礎自治体（行政区単位での提案も可））（※1）及び自治体を中心として構成される協議会等（※2）（以下「自治体等」）を対象として公募を実施し、モデル地域の選定を行う。

モデル地域として選定された自治体等は、令和7年度本事業の成果物（※3）を活用し、コミュニティ防災教育の推進に資する実践活動（※4）を域内の複数地域（地区）において実施する。その際は各地域（コミュニティ）の実情を十分に把握し、目標設定、関係者間における取組の役割分担・着実な実施、実施成果の把握と評価、改善点の抽出と対応策等を意識して実施するものとする。また、実践活動において活用した令和7年度本事業の成果物の改善点等を把握し、内閣府が実施する改善（ブラッシュアップ）に寄与すること。

※1 自治体

都道府県が応募することを妨げない。

※2 協議会等

自治体を構成員の中心とした、学校等、保育所・認定こども園、幼稚園、公民館、コミュニティセンター、地元企業等の多様な主体による連携体で、協議会、実行委員会等を組織したもの（自治体が組織の代表又は監事役として、協議会等の会計処理の適切性を確認・証明する役割（後援・会計監査機能）を担うことを要件とする。）

※3 令和7年度本事業の成果物

コミュニティ防災教育実践事例集、コミュニティ防災教育の手引き 等

以下のサイトからダウンロード可能

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/community-bosuai.html>

具体的な活用方策については、モデル地域として選定された場合に検討すること。

※4 コミュニティ防災教育の推進に資する実践活動

既存の取組等に係る応募も可とするが、本事業の趣旨に則った実践活動としてリニューアルし、他地域（地区）においても実践可能な取組とすること。

**(3) 対象経費**

1 モデル地域当たり、400万円（消費税込）を上限として、実践活動経費を支援する。

※採択自治体数は、応募内容や審査結果を踏まえ、予算の範囲内で調整し、内閣府が決定する。モデル地域における対象経費の上限額は、申請内容等を踏まえ、内閣府が決定する。

※実践活動経費（対象経費）の支援は、本事業採択後に実施した実践活動に係るものとする。

※支援の対象となる経費（主なもの）については、別添「経費計上の留意事項等」を参照

**2. 応募手続**

**(1) 応募要件**

応募に当たっては次の要件をいずれも満たすこと。要件を満たさない者が応募した場合には、応募者の許可なく、応募又は採択を取り消す場合がある。

- ・ 自治体等に関する基本情報を開示することが可能であること。
- ・ 適切な会計処理及び管理ができる団体又は人材が確保できていること。
- ・ 自治体等が、その活動・事業から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- ・ 本公募に応募することについて自治体等としての合意・決定が行われていること。
- ・ 自治体等の目的や活動が、特定の政治・宗教を広げることを目的としていないこと、また市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力と関わりがないこと。

**(2) 応募方法**

応募にあたっては、「3. 提案の実施」のとおり、提案書（応募申請書）を作成し、期日までに指定のメールアドレスへ提出すること。

**3. 提案の実施**

**(1) 提案書の作成**

応募を行う自治体等（以下「応募者」という）は、コミュニティ防災教育を推進することを目的として、域内の関係機関等と連携・協力体制を構築し、全国各地のモデルとなる先進的な取組を計画した上で、別添の様式「コミュニティ防災教育推進事業」提案書（応募申請書）により、内閣府に計画を提示すること。なお、一部の項目については、所定の事項を任意の様式で表現することも可能とする。

**<コミュニティ防災教育の推進に資する取組の例>**

以下の例示に該当する実践活動を具体的に提案・実行すること。

**○学校と地域が連携した防災教育実践活動**

学校や行政等の関係機関が連携し、地域の大人や子どもが自らの命を守り、主体的に防災活動に参加する行動変容を促すため、多様な参加者を対象とした防災学習会や避難訓練、避難所運営訓練等を教育現場等において実施

**○地域の多様な主体が連携して展開する防災教育実践活動**

地域の多様な主体（NPO、自主防災組織、町内会、地元企業等）が連携体制を構築し、公民館やコミュニティセンター等の地域活動の拠点において実施する、当該地域の特性を踏まえた防災教育実践活動（多様な世代が一体となって参画し、津波災害や火山災害等に関する防災ワークショップや防災キャンプ等を実施）

**○多様性（参画者）・多分野と連携した防災教育実践活動**

保育所や認定子ども園、幼稚園等との連携による、地域における乳幼児等を対象とした防災教育を行うほか、気候変動による災害の頻発化・激甚化について学び、NbS（Nature-based-Solution）等を取り入れた気候変動適応策の取組を実践する機会を提供することで、気候変動問題や自然環境保全などに関心が高い若年層等の防災への理解を促進する防災教育実践活動

**○多様なメディア等を活用した防災教育実践活動**

地方公共団体等が主催する防災訓練・防災イベント等の防災教育実践活動に地元のコミュニティ放送局等が参加することによる地域防災力の強化方策実証と、災害時における地域毎の情報連携課題等の分析を通じて、コミュニティ防災教育の広域化に資する実践活動

**○被災地における災害教訓の伝承・継承を通じた防災教育実践活動**

過去の災害教訓継承・伝承活動、地域の地理的・地形的災害リスク等の特徴・特性に応じた地元根ざした活動、国や地方公共団体等が整備した各地域の防災関連施設・構造物や防災関連コンテンツを活用した活動など、実践的な防災意識の向上を図る防災教育実践活動

**○地域防災教育コーディネーターの育成に資する実践活動**

地域と学校等の間に入り、継続的に両者の活動を支援する人材（地域防災教育コーディネーター）の育成に資する実践活動（研修会の実施、コーディネーター活動手引書の作成等）

※令和8年度を取組全体の初年度と位置付け、「体制構築」と「次年度以降の本格展開に向けたプロットタイプ作成」等に取り組む計画を提案することも可能とする。この場合は、提案書（応募申請書）において、特に次年度以降の計画について具体的に記載すること。（ただし、本事業により支援する経費は令和8年度における実践活動等であり、次年度は支援の対象ではないことに留意すること。）

## (2) 作成上の留意点

提案書（応募申請書）は、次の点に留意し作成すること。

- ・ 提案書は原則として、編集可能な word 形式で作成し、概ね 10 メガバイト以下のデータ容量とすること。（10 メガバイトを超える容量の場合は、個別に相談すること。）
- ・ 電子データのファイル名は、「（自治体等名）コミュニティ防災教育推進事業」とすること。
- ・ 各項目について、ポイントがわかるよう、わかりやすく記入すること。
- ・ 提案書のほか、提案内容の概要（事業内容、実施体制、想定される効果等）を説明する資料（A4 サイズ、横 1 枚もの、PPT での作成を想定）を作成し、提出すること。
- ・ 選定に際して内閣府から別途補足資料等の提出を求める場合があるので留意すること。
- ・ 提案書は、応募期限を経過した後は、提出した自治体等の申出による差し替えや訂正は一切認められない。
- ・ 記入に際し、疑問点が生じた場合は、適宜内閣府に問い合わせること。
- ・ 提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず応募者の負担とする。

## (3) 提出書類

応募にあたっては、次の書類を提出すること。

- ・ 提案書（応募申請書）
- ・ 提案内容の概要を説明する資料
- ・ 実践活動に参画する地域の多様な主体（NPO、自主防災組織、町内会、地元企業等）の概要がわかるパンフレットや資料等（既存の資料で可）
- ・ その他、提案書を補足する資料（事業内容を詳細に示した書類・図など）

## (4) 提案書の提出

提案書（応募申請書）は、「(5) 提出先」のアドレス宛にメールで送信すること。

- ・ 送信するメールの件名は、「【応募】令和8年度「コミュニティ防災教育推進事業」提案書」とすること。
- ・ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。なお、受信確認の返信メールが提出後 1 営業日以上たっても届かない場合、電話にて確認すること。
- ・ メール未達の場合でも、内閣府は一切の責任を負わないものとする。
- ・ 提出された提案書等については返却しない。

## (5) 提出先

【メール】 [bousai18@cao.go.jp](mailto:bousai18@cao.go.jp)

【事務局】内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（普及・防災教育・NPO ボランティア連携担当）付

細野、沼田、渡邊 宛て

## (6) 提出期限

令和8年6月22日（月）17:00 内閣府受領分まで

※期限に遅れた提案書の提出は認めないので、留意すること。

#### 4. 選定

応募書類から取組方針や具体的な取組内容等を確認し、工夫した取組や特色ある取組になることが期待できるか、地域の防災力の向上に資することが期待できるか、他地域にモデルとして広めることができるか等、全国各地における「コミュニティ防災教育の自走化」の推進に資すると考えられる提案を選定する。

##### <主な選定の観点>

##### ●実践活動の特長性の観点

従来の取組（実績）との違いが明確であり、課題解決についての提案、既存の枠にとらわれない創意工夫等の特長等について評価する。

##### ●有効性・地域防災力向上の観点

地域における防災力の向上に向けて、防災に関する知識や備えの定着、参加者の行動変容の促進、他の地域住民等への効果の波及の見通し等について評価する。

##### ●実現可能性・モデル性の観点

目標や取組内容が具体的かつ段階的に計画されており、実施体制等が実行可能であるとともに、自治体等の域内の複数地域において実践活動が展開される計画であるなど、他の自治体等が参考とできる提案であるか評価する。

##### ●事業終了後の継続性の観点

本事業が終了した翌年度以降の継続スキームが明確に提示された提案であるか評価する。提案書（応募申請書）において、「事業終了後の継続的な予算・人員確保の計画」を明確に示すこと。

選定は、内閣府が関係省庁の協力を得て行うこととし、応募状況も踏まえ、上述の事業内容に関する評価及び費用効果等を総合的に考慮した上で、決定する。

#### 5. スケジュール

令和8年5月22日（金）	公募開始
令和8年6月22日（月）	公募締切（提案書等の提出期限）
令和8年6月23日（火）～6月30日（火）	審査・選定
令和8年7月1日（水）以降	結果通知等
令和8年7月上旬頃	モデル地域において事業開始 ※経費執行は、内閣府等が別途、本事業の実施業務を担う民間事業者と契約締結した後となることに留意。
令和9年2月末頃	モデル地域における事業終了

## 6. 事業の実施

- (1) 事業の実施に要する経費は、自治体等において支払を行う。なお、応募の際、自治体等は、提案書により、所要経費の積算を提出するが、自治体等から支払を行う金額は、事業計画の内容等を総合的に勘案し、内閣府が予算の範囲内で決定し、通知する。
- (2) 事業の実施に要する経費は、上記(1)により通知された金額を上限として、事業終了後(令和9年4月(予定))に内閣府が指定する民間事業者等より支給する。
- (3) ここに定めるもののほか、本事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (4) モデル地域選定後には、上記1(2)の令和7年度本事業成果物を活用した事業計画について検討し、内閣府又は内閣府が指定する民間事業者等に報告すること。当該計画様式は別途指定する。
- (5) 事業実施中には、内閣府又は内閣府が指定する民間事業者等に事業の実施状況等の中間報告を行うこと。
- (6) 事業終了後、得られた成果や今後の課題と対応策等の考察を含めた成果報告書及び実践活動を通じて作成された成果物(手引き、ガイドブック、デジタル動画等)を内閣府又は内閣府が指定する民間事業者等へ提出すること。成果報告書の作成に当たっては、第三者の個人情報を記載しないこと。なお、成果物である成果報告書は、他地域の取組の参考とするため、内閣府ホームページで公表する場合がある。
- (7) (6)の成果報告書の提出のほか、必要に応じて、内閣府又は内閣府が指定する民間事業者等は、事業を実施する自治体等に対し、事業の実施状況についてヒアリング等を実施する場合がある。
- (8) 選定した事業内容は、内閣府と提案した自治体等の間で協議の上、変更することがある。

## 7. 問合せ先

上記「3(5)」と同様

## 経費計上の留意事項等

## (1) 全般共通事項

- ・事業の実施内容、実施方法、実施スケジュールとの整合性に十分留意し、事業の実施に真に必要な経費のみを計上すること。
- ・また、計上できる経費は、事業実施期間に執行するものに限る。
- ・自治体等がモデル地域において防災学習会や防災訓練を行う場合などの、会場の借り上げ費、有識者への旅費及び謝金、動画撮影や速記などの経費が対象となること。
- ・以下に記載する経費以外の経費については、原則として本事業の対象経費としない。
- ・※国や他の自治体等から、金銭等の支払いを受けて行う事業については対象外とする。

## (2) 費目ごとの事項

## ○ 諸謝金

- ・コミュニティ防災教育を実施するための計画（プログラムやカリキュラム等）作成などの、有識者への報酬（謝金、原稿料など）。
- ・諸謝金は、コミュニティ防災教育の実践活動を実施する際に、知見のあるNPO職員等に支出する謝金やコミュニティ防災教育の評価や課題分析等にあたり検討会を開催する際に有識者等に支払いする謝金など、研修会講師、講演、評価、執筆等について支出する謝金や報酬である。
- ・単価等は、合理的な単価基準によること。（連携する地方自治体の規定によることも可能である。必要に応じて単価基準や理由書の提出を求めて妥当性を確認する場合がある。）
- ・積算内訳は、支出の相手方、月日、用務、場所等を可能な限り明記すること。
- ・講演者謝金等について、高額な支出を伴うもの場合には、講演そのものの必要性及び当該講演者とする必要性について精査すること。
- ・菓子折・金券の購入は、認められない。

## ○ 旅費

- ・コミュニティ防災教育実践活動の実施に要する移動経費、招聘する有識者等の移動に要する経費等（交通費、宿泊費）。
- ・モデル地域関係者（自治体職員を含む）による先進地域の視察に要する経費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費等）等である。
- ・原則として具体的用務ごとに計上し、本事業の実施に必要な旅費のみ計上すること。
- ・支給基準は原則として合理的な規程により、最も安価な経路で積算するなど、妥当かつ適正な額にすること。（自治体の規定によることも可能である。必要に応じて旅費規程や理由書の提出を求めて妥当性を確認する場合がある。）
- ・事業の実施内容、実施方法に照らして出張先、単価、回数、人数の妥当性について精査すること。
- ・航空機に搭乗した際のマイレージ・ポイント等の個人の特典については認められない。

## ○ 人件費

- ・コミュニティ防災教育の実践に関する企画や進行を支援するNPO等の自治体等以外の外部の職員等の人件費である。
- ・本事業を担当する自治体等職員の給与は認められない。

## ○ 借料

- ・コミュニティ防災教育実践の際に使用するデジタル機器等のレンタルに要する経費。
- ・備品購入費（例：PC 購入費、発電機購入費など）については、単年度事業であることから、原則としてリース、レンタル等賃借とする。

## ○ 印刷製本費

- ・関係資料の印刷、周知・啓発用の冊子の製本等の経費である。
- ・印刷製本費は高額となることが多いことから、見積書を徴するなど、内訳及び金額の妥当性（数量、配布予定先、単価等）について精査すること。（必要に応じて見積書の提

出などを求めて妥当性を確認することがある。)

○会場費

- ・ コミュニティ防災教育の実践に関して、関係者で検討を行うための会議等の実施に必要な会場に要する経費である。
- ・ 事業の実施のために真に必要なものであるかについて、留意すること。(自治体等所有の施設を利用することを想定。)
- ・ 事業実施スケジュールに記載した会議等の時間及び回数と整合性がとれているかに留意すること。

○雑役務費

- ・ 本事業の目的を達成するために付随して必要となる速記や文字おこし、データ集計、データ入力、郵送、会場設営など(業者との契約により行う)軽微な請負業務等を計上する。
- ・ 見積書を徴するなど、内訳及び金額の妥当性(数量、単価等)について精査すること。(必要に応じて見積書の提出などを求めて妥当性を確認することがある。)
- ・ 検討会、研修会、打合せ等を行った場合の、速記や文字おこし等に要する経費等

※コミュニティ防災教育実践活動の実施自体を他の外部事業者(コンサルティング会社、イベント実施会社等)へ委託・請負わせることは認めない。例えば、「コミュニティ防災教育実践活動や効果検証の実施に当たり、企画立案・関係者調整・中核的運営の一括委託」は不可とする。但し、実践活動の会場設営やアンケート結果の集計作業、防災訓練で使用する資機材の準備、記録、集計、教材デザイン、ファシリテーション補助など、コミュニティ防災教育実践活動の補助業務については、雑役務費として外注することができる。